

立川市生活環境安全確保推進協議会 (喫煙環境改善推進協議会) 提 言 書

1 はじめに

これまで市内公共空間における喫煙対策は、喫煙者の自発的なマナーに委ねられてきました。このため、一部の迷惑喫煙者の行為による「環境中たばこ煙(呼出煙と副流煙^①)による受動喫煙」、「裸火による火傷等の事故」、「たばこのポイ捨てによる美観の悪化、火災の危険」に対し、健康やまちの美化、青少年の健全育成や安全などの面からの取り組みが求められ、市民や立川市を訪れる人々からも多くの苦情が市に寄せられています。

立川市は、平成 18 年5月、立川市生活環境安全確保会議に「公共空間における喫煙対策について」提案し意見を求めたところ、確保会議から、市民や関係者による協議会を設置し、具体的な方策を検討すべきであるとの方向が示されました。これに基づき平成 18 年7月、公募による市民(14 名)と関係機関・団体、関連事業者の代表(16 名)による「立川市生活環境安全確保推進協議会(喫煙環境改善推進協議会)」が設置されました。

協議会では、「公共空間における喫煙対策」を喫緊の課題とする認識を共有し、「共存」「分煙」の視点から、迷惑喫煙への対策について、13 回にわたり精力的な協議を重ねて参りました。

これまでの議論を踏まえ、今後立川市が進める「公共空間における喫煙対策」について、「規制のルールづくり」「ルール周知・徹底のための施策」「市民、関係機関・団体、事業者、市の協働の仕組みづくり」について、以下のとおり提言します。

2 喫煙対策の取り組みの必要性

(1) 現状と課題

① 受動喫煙

平成 15 年5月に施行された健康増進法により、公共施設等多数の人が利用する施設の管理者は受動喫煙防止に努めることとされたことから、レストランや公共施設での分煙が図られ、受動喫煙防止対策が推進されてきました。

喫煙者が吐き出した「呼出」煙と、たばこの燃焼部から出る「副流」煙が健康に影響を及ぼすと指摘され、加えて、その臭気に対する嫌悪感もあって、非喫煙者にとっては他者の喫煙が大変な苦痛である、と言われています。

^① 呼出煙とは喫煙者が吐き出す煙、副流煙とはたばこの燃焼部から出る煙

② 子どもをはじめとする歩行者の火傷事故

市内には、多摩地域でトップの乗降客数（平成 17 年度一日平均約 30 万人）のJR立川駅のほか、多摩都市モノレール立川北駅（同、34 千人）、同南駅（同 24 千人）があり、また、国営昭和記念公園（年間来園者 285 万人）や、JRA場外馬券売場（年間来場者 291 万人）、立川競輪場（同 47 万人）もあります。立川市は多摩の中核市として商業集積、業務集積が進み、市域を大きく越えて数多くの人々が訪れています。

ペDESTリアンデッキなどの立川駅周辺地域をはじめ、市内各所の多くの人々が往来する場所では、歩行者が交錯します。特に小さい子どもの目線の高さに位置する 700℃とも言われるたばこの火の存在は大変危険です。

歩行喫煙が行われることにより、行き来している人々は様々に危険な状態に置かれています。

こうした状態は早急に改善しなければなりません。

③ 青少年の健全育成の阻害

発育途上の年齢期にある青少年が、好奇心などから喫煙をし、次第に飲酒や薬物乱用に進む傾向があると言われており、学校・家庭・地域社会などが、その心身に及ぼす影響を積極的に伝え、理解を深めるなどの広報啓発活動を展開する必要があります。

また、現在は自動販売機の設置が進み容易にたばこを入手できる状態にあり、年齢確認の徹底など、青少年を健全に育成するための効果的な取り組みが求められています。

④ まちの美観の悪化

立川の市民のみならず、立川市を訪れる人々が、たばこの吸殻が散乱した状態を見れば、このまちの道徳心にも疑問を抱くでしょう。

多くの人を訪れる立川市は、市民・地域（団体）・事業者・行政などが連携・協働して、道路や公園などの公共空間から吸殻を無くし、“ポイ捨てを許さない”という強力なメッセージをマナー違反の喫煙者に伝える必要があります。

多くの人々の意識を高め、ポイ捨てのしにくい環境をつくるあげること、市民等の自治意識が高まり、犯罪・少年非行などの無いまちづくりが達成されるものと確信します。

⑤ 火災の危険

火の点いた状態のたばこのポイ捨ては、美観の問題に限らず、近くの可燃物への延焼から火災になるおそれもあります。

空気の乾燥した時期の落ち葉や、道端に捨てられたゴミなど、市内の至る所で火災の危険が潜んでいることを、立川市民をはじめ立川市を訪れる人々に周知し、認識を新たにさせていただいて安全安心なまちづくりの推進を図る必要があります。

(2) 取り組みの方向性

本協議会では、市内公共空間での喫煙権と嫌煙権の共存に配慮し、他の自治体の実施例や現場視察などの調査を行い、「喫煙行為の規制」について協議を進めてきました。

その過程で、罰則等による規制よりも、意識啓発に重点を置いた取り組みを展開することが望ましい、との意見が大勢を占めました。

具体的には、**規制すべき対象行為**を

①「決められた場所以外での喫煙行為」

②「たばこのポイ捨て行為」

としました。

3 喫煙対策を考える際の用語の定義

立川市における喫煙環境の改善を協議するにあたり、協議会では、次のように用語の定義づけをしました。

① 公共空間

道路・公園・広場、その他公共の用に供する場所

② 歩行喫煙

公共空間において、歩きながらまたは自転車・オートバイに乗車・走行しながらの喫煙行為

③ 路上喫煙

状態を問わず、公共空間における喫煙行為

④ ポイ捨て

公共空間のほか、他人が所有または管理する土地等に着火したたばこまたはたばこの吸殻を捨てる行為

⑤ 重点区域

特に多くの人が往来・滞留する場所で、啓発活動などを重点的に行う区域

⑥ 決められた場所

重点区域内における路上喫煙行為の規制が解除される場所
(喫煙スポット・決められた喫煙場所等)

⑦ 灰皿

たばこ販売店やコンビニエンスストアなどの店舗のほか、民有地および公共施設に設置された灰皿ならびに個人が所有する携帯型等の灰皿

4 対象行為と規制のためのルールづくり

「公共空間での喫煙行為を規制」することについて協議を進めていくと、歩きながら、または自転車、オートバイに乗車・走行しながらの喫煙行為と、立ち止まった状態等での喫煙行為への対応を分けたほうが良いとの意見が出されました。

また、人々が集中している場所と人通りの少ない場所での規制を同一にする必要はない、などの意見がありました。

個々のケースを考え、同一の規制ではなく、全市的な規制と重点区域に対応する規制とを分けた対応が必要と考えます。

具体的には、規制すべき対象行為とその対象エリアを次のように設定することとしました。

- ① 市内全域で、歩行喫煙及びたばこのポイ捨てを禁止する。
- ② 多くの人が往来・滞留する区域を重点区域とし、その区域内では、決められた場所以外での路上喫煙を禁止する。
- ③ 重点区域は、当面、立川駅周辺とする。

他の地域への拡大については、説明会の開催やパブリック・コメント等により市民・事業者等の意見を聴いて対応する。

5 制度を実効あるものとするために取り組むべき施策

上記のルールを作っても、それが守られなければ意味がありません。

ルールを実施する前の早い段階から周知を行い、施行後も継続して啓発活動に取り組むとともに、迷惑行為者に継続して指導などを実施することが必要です。

また、重点区域内の「決められた場所」、あるいは区域外の「灰皿」を置いてある場所の周知徹底が、立川市を訪れる多くの人々の理解と協力を得るうえで効果的と考えます。

協議会では、どのような施策に取り組むべきかについて協議し、次のようにまとめました。

以下に掲げる取り組みについては、実現可能な施策から順次実行し、多くの市民等に周知・徹底を図ることを希望します。

(1) 周知・啓発事業について

○ 表示物等の掲出・配布

大型看板、周辺案内板、横断幕、懸垂幕、路面表示、街路灯ステッカー等の掲出、ポスター・チラシ類の掲示、配布など

○ 広報活動

市広報・ホームページ・新聞掲載、駅・館(場)内・商店街・路線バス車内放送、広報車・ごみ収集車等の巡回アナウンス、大型ビジョン放映、

自治会・商店会・PTA等各種団体広報誌掲載など

○ 啓発キャンペーン活動

市民・地域(団体)・事業者・行政が協働してキャンペーンを実施

○ ルール指導員(仮称)等による啓発パトロール

ルール周知、規制に反する行為者への注意、「決められた(喫煙)場所」・「灰皿」への案内・誘導

また、次のような意見もありました。

○ 標語・シンボルマークの募集

(2) 決められた(喫煙)場所及び灰皿の設置について

○ 決められた(喫煙)場所の設置(重点区域内)

重点区域内には、市民等の導線を十分配慮した位置に、たばこ事業者の協力を得て喫煙場所を設ける。喫煙場所の管理・清掃の仕組みを別途検討する

○ 重点区域内の灰皿

重点区域内の公共施設には灰皿を設置しないようにするほか、たばこ販売店や商店・デパート・飲食店など民間施設の敷地内の灰皿設置について、喫煙対策の趣旨を説明し、設置しないよう協力を要請する

○ 灰皿の管理清掃(市内全域)

市の施設敷地内やたばこ店・コンビニエンスストアなどの民有地内に設置する灰皿は、設置者それぞれが管理及び清掃を行う

一方、次のような意見もありました。

○ 「決められた場所」は設けず、重点区域の境界線の外側に灰皿を設置する

○ 「決められた場所」は煙が拡がらないよう配慮し、駅周辺に最小限の数を設置する

○ 「決められた場所」は、たばこ事業者の協力のもと、市が設置し、市・たばこ販売店・商店会・自治会が管理、清掃を行う

6 規制に反する行為への対応

前項の取り組みを推進するとともに、実効あるものにするため、「規制に反する行為」については、次のような対応が必要と考えます。

(1) 注意・指導の取り組み

① 市内全域では、地域パトロール団体をはじめ多くのボランティア防犯組織が、地域の安全を守る活動を展開しています。

これら地域(団体)での活動と、市民・事業者・行政が連携・協働したパトロール活動を行い、規制内容の説明や喫煙場所への案内などを行

うことが重要と考えます。

こうした活動を実施する関係者に、例えば、路上違反広告物撤去活動推進員制度のような位置づけが必要と考えます。

- ② 重点区域内では、注意・指導・誘導をおこなう「ルール指導員（仮称）」を配置し、地域団体・事業者などと連携した対応を行うことが望ましいと考えます。

(2) 過料等の罰則について

協議会では、過料等罰則については、「科さない」あるいは「一定期間経過後に科す」という意見が多数でした。「罰則より意識啓発での周知徹底」を採用し、当面は啓発による取り組みを中心に行うことが望ましいと考えます。

しかしながら、ルール実施後、効果や変化が見られない場合は、過料等、罰則の導入もやむを得ないとの意見で一致しました。

7 市民・地域(団体)・事業者の役割と行政の責務

「公共空間における喫煙対策」は、立川市民のほか、立川市を訪れる人々を含めた取り組みであるため、市民・地域(団体)・事業者・行政がそれぞれの役割を担い、連携・協働することが、最も効果的であると考えます。

協働の取り組みが多く市民等への強力なアピール・メッセージとなるよう、個々の取り組みにあたっては、それぞれの施策が相乗効果をもたらすように工夫することが重要と考えます。

「市の責務」と「市民、地域(団体)、事業者の役割」については以下のように掲げますが、それぞれの主体が協働して取り組み、「公共空間」の随所で花開き、喫煙者の自制と、非喫煙者の理解が実を結ぶことを切に願います。

(1) 市の責務

- ・ 表示物等の掲出・配布と市民・地域(団体)・事業者等への協力要請
- ・ 広報活動の実施と依頼、協力要請
- ・ 市民・地域(団体)・事業者等と協働した啓発キャンペーン活動の実施
- ・ ルール指導員(仮称)による啓発パトロールの実施
- ・ 地域(団体)や事業者・商店会等のルール啓発パトロール活動などへの協力要請
- ・ 「決められた(喫煙)場所」の設置と管理・清掃
- ・ 市施設をはじめ公共施設の「灰皿」及び民有地の「灰皿」の適正取扱い管理の依頼・要請
- ・ 児童・生徒への喫煙防止教育の実施

(2) 市民・地域（団体）・事業者の役割

① 市民の役割

- ・ 喫煙対策のルールへの遵守
- ・ 表示物等の掲出・配布の協力
- ・ 啓発キャンペーン活動への参加

② 地域（団体）の役割

- ・ 表示物等の掲出・配布の協力及び住民への周知協力
- ・ 広報誌等への啓発記事掲載の協力
- ・ 市民・事業者・行政と協働して啓発キャンペーンを実施
- ・ 地域での啓発キャンペーンの実施
- ・ 自治会・PTA・地域パトロール隊によるルール啓発活動
- ・ 「決められた（喫煙）場所」、民有地の「灰皿」の管理の協力

③ 事業者の役割

- ・ 表示物等の掲出・配布の協力及び顧客・従業員等への周知協力
- ・ 事業者内広報誌への啓発記事掲載の協力
- ・ 市民・地域（団体）・行政と協働して啓発キャンペーンを実施
- ・ 事業者・商店会等での啓発キャンペーンの実施
- ・ 重点区域・地域でのパトロール及びルール啓発活動への協力
- ・ 「決められた（喫煙）場所」の管理の協力と、民有地の「灰皿」の管理

8 提言の実施に向けて

本提言は、市民をはじめ立川市を訪れる人々が、楽しく、安全に過ごせるよう、公共空間での喫煙を制限し、喫煙者と非喫煙者の「共存」を希求するものです。

従って、本協議会は、ここに掲げる規制や、市民・地域（団体）・事業者の役割と行政の責務を明らかにする「条例」を速やかに定め、市民の総意による取り組みとなることを期待します。

市としての基本方針を決定するにあたっては、広く市民の意見に耳を傾け、条例化の参考とすべきであることを申し添えます。

また、これらの取り組みを実効あるものとするためには、多くの関係者の理解と協力が必要であり、十二分な周知・広報期間を設けて対応するとともに、それぞれの施策を着実に遂行するために必要な予算措置に努めるよう要望します。

立川市生活環境安全確保推進協議会 開催状況

(喫煙環境改善推進協議会)

回数	開催日時・場所・出席者数	会議内容
第1回	平成18年7月11日（火）午後7時～ 市民会館 第1会議室 23名	◎生活環境安全確保推進協議会委員辞令伝達 1 市長あいさつ 2 協議会正副会長の選任 3 本協議会の趣旨説明 4 喫煙対策について他市の取組状況 5 委員の自己紹介、意見交換
第2回	平成18年8月1日（火）午後7時～ 市民会館 第1会議室 20名	1 本協議会の『呼称』について 2 分科会の構成と進め方及び今後の日程等について 3 分科会の開催～フリートーク
第3回	平成18年9月13日（水）午後7時～ 市民会館 地下サブホール・第2・4会議室 20名	1 これからの分科会のテーマ及び今後の開催日程について 2 分科会の開催～フリートーク
第4回	平成18年9月27日（水）午後7時～ 市民会館 第1・2・4会議室 22名	1 全体会～分科会の協議方法について 2 分科会の開催～課題「規制・範囲」の協議
第5回	平成18年10月11日（水）午後7時～ 市民会館 第1・2・4会議室 17名	1 全体会～課題「規制・範囲」の協議 2 分科会の開催～課題「共存」等の協議
第6回	平成18年10月25日（水）午後7時～ 市民会館 地下サブホール・第4会議室 14名	1 分科会の開催～課題「共存」等の協議
第7回	平成18年11月8日（水）午後7時～ 市民会館 第1会議室 18名	1 全体会～課題「規制・範囲」の協議 2 分科会の開催～課題「共存」のための「規制・範囲」の方向性の確認
第8回	平成18年11月21日（火）午後7時～ 市民会館 第1会議室 19名	1 全体会～「規制すべき対象行為と対象エリア」のまとめの協議
第9回	平成18年12月6日（水）午後7時～ 市民会館 第4会議室 19名	1 全体会～「規制すべき対象行為と対象エリア」のまとめの協議
第10回	平成19年1月24日（水）午後7時～ 市民会館 第1会議室 15名	1 全体会～「規制のための施策」等の協議
第11回	平成19年2月7日（水）午後7時～ 市民会館 第1会議室 20名	1 全体会～「取りまとめに向けた骨子（案）」の協議
第12回	平成19年2月21日（水）午後7時～ 市民会館 第1会議室 14名	1 全体会～「提言書（素案）」の協議
第13回	平成19年3月14日（水）午後7時～ 市民会館 第1会議室 18名	1 全体会～「提言書（案）」のまとめの協議

立川市生活環境安全確保推進協議会委員名簿

(喫煙環境改善推進協議会)

平成 19 年 3 月 14 日現在 (敬称略)

役職	氏 名	区分	備 考
会長	草 野 忠 正	関係団体	立川市喫煙マナーアップキャンペーン実行委員会
副会長	福 本 行 廣	公募市民	市 民 公 募
副会長	森 谷 孝	関係団体	立川市喫煙マナーアップキャンペーン実行委員会
委員	五十嵐 陸 夫	公募市民	市 民 公 募
委員	市 川 敏 夫	公募市民	市 民 公 募
委員	加 藤 享 司	公募市民	市 民 公 募
委員	城 戸 尊 江	公募市民	市 民 公 募
委員	笹 浪 真智子	公募市民	市 民 公 募
委員	澤 田 康 人	公募市民	市 民 公 募
委員	三本木 良 彦	公募市民	市 民 公 募
委員	根 岸 邦 夫	公募市民	市 民 公 募
委員	福 永 輝 夫	公募市民	市 民 公 募
委員	古 川 榮 一	公募市民	市 民 公 募
委員	細 谷 剛	公募市民	市 民 公 募
委員	山 本 英 樹	公募市民	市 民 公 募
委員	吉 本 智 子	公募市民	市 民 公 募
委員	坂 村 宗 紀	関係団体	立川市喫煙マナーアップキャンペーン実行委員会
委員	田 中 太	関係団体	立川市喫煙マナーアップキャンペーン実行委員会
委員	降 矢 進	関係団体	立川市喫煙マナーアップキャンペーン実行委員会
委員	角 谷 明 人	地域団体	立川市青少年健全育成地区委員長連絡会
委員	長 家 功	地域団体	立川市自治会連合会
委員	井 上 愛 子	関係機関	東京都多摩立川保健所
委員	中 村 眞 一	関係機関	東京都多摩環境事務所
委員	奥 平 敏 明	事 業 者	立川バス株式会社
委員	迫 田 積	事 業 者	日本たばこ産業株式会社
委員	佐 藤 正 孝	事 業 者	東日本旅客鉄道株式会社立川駅
委員	鈴 木 豊	事 業 者	多摩都市モノレール株式会社
委員	土 田 廣 司	事 業 者	日本交通立川株式会社
委員	森 田 素 夫	事 業 者	立川たばこ商業協同組合
委員	村 田 光 男	有 識 者	生活環境安全確保会議

事務局	市民生活部 生活安全課
	環境下水道部 環境対策課